

奈良県選挙管理委員会告示第百三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定に基づき、次の施設について同条第一項第三号の施設としての指定を取り消した旨、天理市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十五年二月二十六日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

名 称	所 在 地
福住幼稚園	天理市福住町三九〇二